消防法令の一部改正及び障害程度区分審査 判定に関する省令の全部改正に伴う障害者 支援施設等の用途判定等について

富山市消防局

## 消防法改正と小規模施設の防火対策検討の必要性

〇小規模な防火対象物で多数の人的被害を伴う火災 が発生

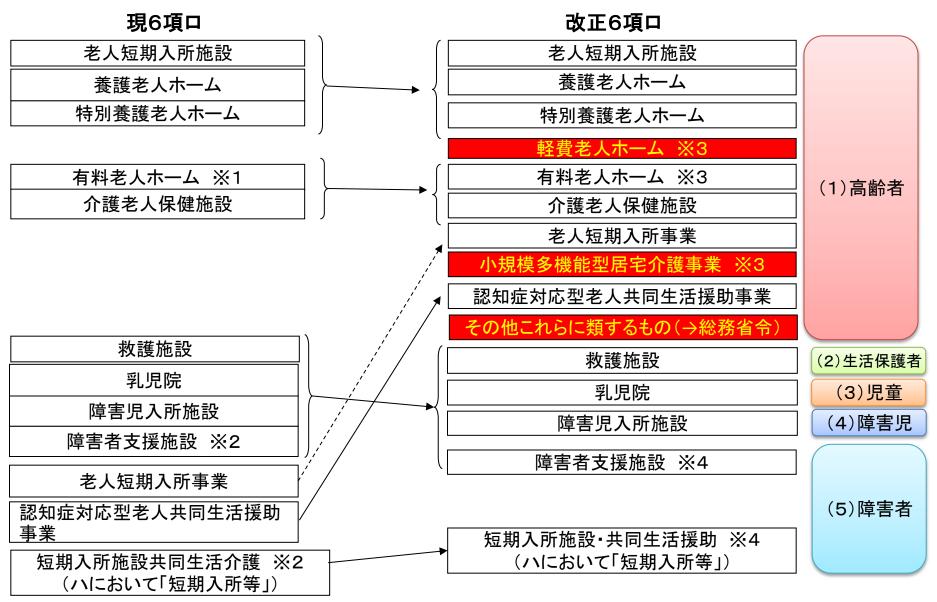
最近10年間で障害者施設等では年間40件~60件 の火災が発生しており、死者数は年間0~2人程度、 負傷者は年間20人程度である。

- →消防法令上必要となる安全対策が十分か?
- 〇社会情勢の変化に伴い、新たな形態の施設が出現
  - →建物利用の多様化・複雑化が進展し、建物の一部 を従来想定しなかった形態で使用するケース

#### 〇既存建物の転用

- →規制の緩い小規模な施設形態の増加により、消防機関において、管内の状況を把握しづらくなっている
- ⇒消防行政機関、福祉行政機関、建築行政機関の連携の必要性

# 消防法施行令等の一部改正の概要(6項ロ)



- ※1 主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。
- ※3 避難が困難な要介護者を主として入居(宿泊)させるものに限る。
- ※2 主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。
- ※4 避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。

# 消防法施行令等の一部改正の概要(6項ハ)

#### 現6項ハ

老人デイサービスセンター

軽費老人ホーム

老人福祉センター・老人介護支援センター

有料老人ホーム ※1

#### 改正6項ハ

老人デイサービスセンター

軽費老人ホーム ※3

老人福祉センター・老人介護支援センター

有料老人ホーム ※3

老人デイサービス事業

小規模多機能型居宅介護事業 ※3

その他これらに類するもの(→総務省令)

(1)高齢者

更生施設

助産施設・保育所・児童養護施設

児童発達支援センター・情緒障害児短期 治療施設

児童自立支援施設・児童家庭支援センター

身体障害者福祉センター

障害者支援施設 ※2

地域活動支援センター・福祉ホーム

老人デイサービス事業

小規模多機能型居宅介護事業

児童発達支援・放課後等デイサービス

更生施設

助産施設・保育所・児童養護施設

児童自立支援施設・児童家庭支援センター

一時預かり事業を行う事業

家庭的保育事業を行う施設

その他これらに類するもの(→総務省令)

児童発達支援センター・情緒障害児短期治療施設

児童発達支援・放課後等デイサービス

身体障害者福祉センター

障害者支援施設 ※4

生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、 就労継続支援、共同生活援助 ※5

※1 主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。

※2 主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。

※3 口(1)に掲げるものを除く。※4 口(5)に掲げるものを除く。

※5 短期入所等施設を除く。

(2)生活保護者

(3)児童

(4) 障害児

(5)障害者

## 消防法施行令等の一部改正の概要

消防法施行規則の改正概要(防火対象物用途区分の見直しに係るもの)

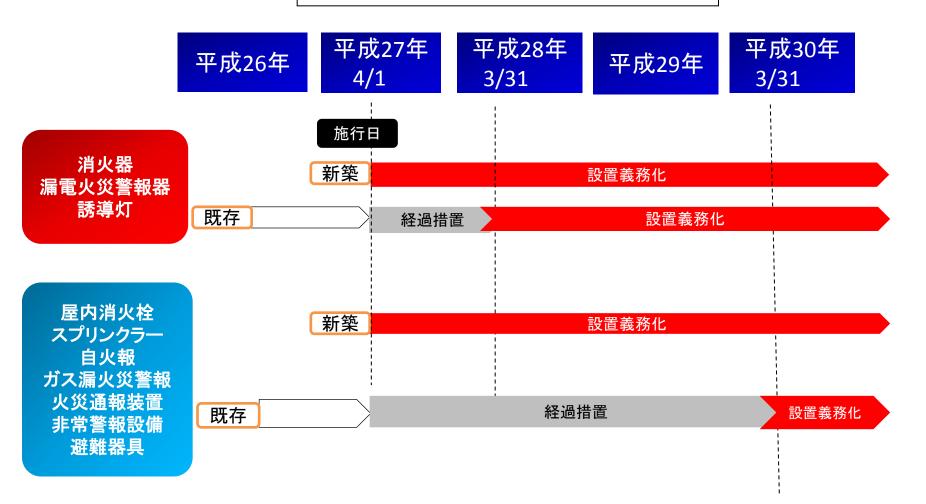
●6項口(5)<障害者を対象とする施設>の 総務省令で定める区分は、**障害支援区分4~6とする**。 (改正省令第5条第5項関係)

入所者若しくは入居者又は宿泊者数のうち、障害支援区分が 4以上の者が8割を超える施設となる。

また、障害支援区分が3以下の者であっても、自力避難困難者(例えば車椅子、車付きベッド、あるいは一人一人手つなぎ、腕組み、背負い等により介助者による避難が必要な者)であれば、避難が困難な障害者等とみなします。

施行日:平成27年4月1日

#### 改正令等のスケジュール



別表第1改正により新たに(6)項ロ又はハとなるものに限る。

#### 障害者総合支援法の改正に伴う用途判定での問題点

障害支援区分の取り扱いにおいて、現行の調査 項目では評価が難しい知的障害者や精神障害者 の特性をより反映するため、調査項目を追加 ケアホームのグループホームへの 一元化



現行の調査項目では評価が難しい知的障害者 や精神障害者の特性をより反映させるため、調 査項目を追加し、一人で生活できるかを目安に 調査員が判定する。



グループホームを障害支援区分に かかわらず利用可能



障害支援区分が重くなることが考えられる



(6) 項ハから(6) 項ロへと用途が変わることが予測される



スプリンクラー設備の設置対象となりえる施設が増える可能性がある

## 用途判定に係る入所者等の状況等の確認方法①

#### 対象物

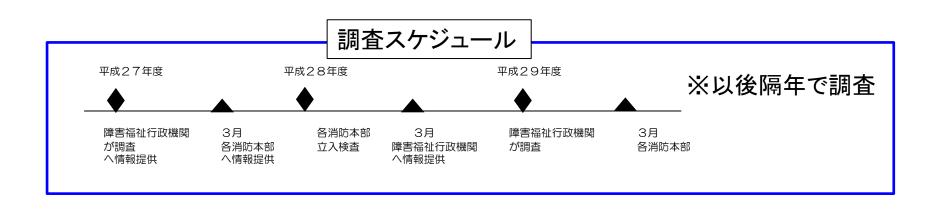
(6)項口(5)(延べ面積275m未満でスプリンクラー設備が設置されていないもの。)及び(6)項ハ(5)と用途判定された施設で入所者等がいるもの。

●障害福祉行政機関と消防行政機関が連携して、入所者等の入所状況 の確認を行います。

平成27年度は、障害福祉行政機関が調査を行います。

平成28年度は、消防行政機関が、障害福祉行政機関の情報提供を基 に調査を行います。

※以後隔年で交互に調査を行います。



### 用途判定に係る入所者等の状況等の確認方法②

消防行政機関は、調査の際に次の様式に基づき 調査を行いますので、施設関係者の方には「入所者 等の入所状況等報告書」(別記様式1)に記載し 報告していただきます。

施設関係者の方は、入所者等の状態から、障害 支援区分3以下でも、火災時に自力避難すること ができない障害者を記載してください。

この欄は、(6)項口(5)で用途判定された既存の障害者支援施設等で、スプリンクラー設備が設置されていない、延べ面積が275㎡未満のものについて、入所者等が規則第12条の3に規定する「介助がなければ避難できない者」に該当する施設であるかの確認をするために記載する欄です。

別記様式1					
(宛先)	消防署長	ANTIBHES STATE	年	月	8
		管理権原省			
		住所 (法人の場合)	+ CINTA		
		W.C.	A CHUCK	Olekacı	,
		氏 名			<u>(fi</u> )
1 対象物名:	入所者等の入所状	況 等 報 告	書		
2 所在地:					
(1) 入所状》 (2) 入所者等 (1) 障害。 (2) 障害。 (3) 障害。 (3) 障害。 (5) 障害。 (6) 障害。 (7) 障害。 (7) 障害。 (8) (8) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	等の状況 対策区分なし名 対策区分 1名 対策区分 2名 対策区分 3名 対策区分 4名 対策区分 5名 対策区分 5名 対策区分 6 名 記①から④の内、自力避難囚斃者(車椅子、 記ぎ、腕組み、背負い等により介助者による				
	②①から②の内、支給決定を受けている市時 <u>市・町・村</u> <u>名</u> <u>市・町・村</u> <u>名</u> 当する市町村に○を付けてください。	が村名と人数を記入 市・町・村 市・町・村	.UT<	ださい <u>名</u> 名	
□ 警備保証	直者(名) 章会社へ夜間の防火管理業務委託 災報知設備と連動して近隣職員へ連絡	)			
	には、20して下さい。 で認定されている者は、障害支援区分に読	み替えて記載して	くださ	اراء داء	

## 用途判定に係る入所者等の状況等の確認方法③

#### 新築、用途変更での 障害者支援施設及び共同生活援助を行う施設

令第12条第1項第1号ロに規定する「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの」について、新築、用途変更では入所状況や障害支援区分の確認ができないことから、事前打合せ又は消防同意時においての用途判定の際に、打合せ議事録や福祉サービスの内容及び入所者等の入所状況が分かるもの(別記様式2)で用途を判定します。

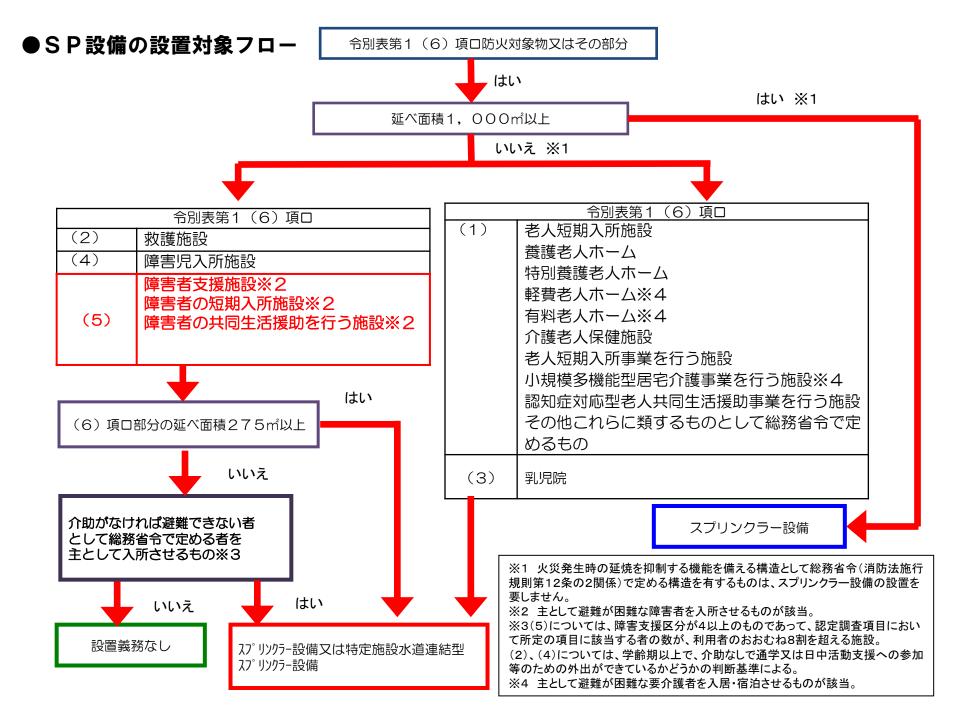
消防行政機関では、別記様式2により、入所者 等の入所状況が不確定なものについては、将来 的な入所者等の状況を考慮し(6)項口(5)と用途 判定します。

#### ※障害者短期入所施設

障害支援区分に関係なく、当該施設が所在する 市町村以外の者でも利用することができるため、 障害福祉行政機関では入所者等の人数の把握が 難しく、施設側も入所者の制限もできないことから、 (6)項口(5)と用途判定します。

別記樣式2					
			年	月	В
(宛先) 消防長(消防署長)					
	居出	渚			
	住	所			
		C.F.	<b>√088</b> 13.	RIPUMAS	<b>3</b> 2)
	禹	名			<u>@</u>
	宿等	の入所	状況につ	いて	
本申請施設の計画について、下記のとおり届け出ます。					
1 施設名:					
2 所在地:					
3 定員数: 名					
4 入所者等の入所状況 口 障害支援区分4以上が8割以上 口 障害支援区分4以上が8割未満					
ロ 現任のところ未確定					
5 サービスの提供 口食事の提供 口日常生活上の援助 口健康管理 口介護の提供					
6 防火管理状況 従業員 名 □ 当直者行 名 □ 当直者所 日 警備保障会社への委託行 □ 警備保障会社への委託所 □ 自動火災経知設備運動で近隣職員 □ その他( □ 現任のところ未確定	个孩	£	)		
7 その他 上記尾出事項に変更が生じた場合は、消防機関に連絡	いたし	<b>∠</b> ます。			

※該当する項目には、20して下さい。



# 介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの(消防法施行規則第12条の3)

### 障害支援区分の認定調査項目から引用している。

- ①「移乗」において、支援が必要な者又は見守り等の支援が必要な者
- ②「移動」において、支援が必要な者又は見守り等の支援が必要な者
- ③「危険の認識」において、支援が必要な者又は部分的な支援が必要 な者
- 4「説明の理解」において、理解できない者
- ⑤「多動・行動停止」において、支援が必要な者
- ⑥「不安定な行動」において、支援が必要な者
- 介助がなければ避難できない者とは、6項目のいずれかに該当する者
- ※障害支援区分を認定する過程(一次判定)で調査する 80項目のうちの6項目で評価するもの。

# 介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者 を主として入所させるものの確認方法①

●消防庁予防課長通知(平成26年3月28日 消防予第118号)抜粋 「消防法施行規則第12条の3各号に掲げる障害支援区分の認定調査 項目の確認は、入居者又はその委任を受けた者が市町村へ開示請求し、 消防機関が施設関係者に提出を求めることにより行うことを想定している こと。」



富山県内の各消防本部では以下により確認します。

●消防行政機関は、施設関係者から報告される「入所者等の入所状況等報告書」(別記様式1)を基に、障害福祉行政機関から情報提供を受け、介助がなければ避難できない者として総務省令で定める、入居者の障害支援区分の認定調査項目(6項目)のいずれかに該当する入所者等の人数を確認します。

# 介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるものの確認方法②

#### ●調査対象物

(6)項口(5)として用途判定された既存の障害者支援施設等で延べ面積が275㎡未満のもの。

消防行政機関は、「介助がなければ避難できない者」に該当する施設であるかの確認をするために、施設関係者から報告される、入所者等の入所状況等報告書(別記様式1)の3(2)※2を確認し、支給決定を受けている各市町村の障害福祉所管課に照会し確認します。

別記様式1
年月日 (宛先) 消防習長 管理推原者 <u>住所</u> (法人の場合は SRQUELASE)
氏 名
入所者等の入所状況等報告書 1 対象物名:
2 所在地:
3 入所者等の入所状況について (1) 入所状況: 空中、 名が入所 (2) 入所者等の状況 ① 障害支援区分なし 名 ② 障害支援区分1 名 ② 障害支援区分2 名 ② 障害支援区分3 名 ⑤ 障害支援区分3 名 ⑤ 障害支援区分4 名 ⑥ 障害支援区分5 名 ⑦ 障害支援区分6 名 ※1 上記①から④の内、自力避難困難者(車椅子、車付きペッド、あるいは一人一人手つなき、腕組み、背負い等により介助者による避難が必要な方)の内訳を記入して下さい。
※2 上記①から⑦の内、支絶決定を受けている市町村名と人数を記入してください。
市・町・村     名     市・町・村     名       市・町・村     名     市・町・村     名       ※該当する市町村に○を付けてください。
(3) 夜間の防火管理状況  ロ 夜間当直者 (名)  ロ 簪隔保障会社へ夜間の防火管理業務委託  ロ 自動火災報知設備と連動して近漢購員へ連絡  ロ その他 ( )
※該当する項目には、2007下さい。 ※障害程度区分で認定されている者は、障害支援区分に読み替えて記載してください。